ふるさと納税

－令和７年度の状況をお知らせします－

※詳しくは、企画戦略課（内線211）へ。

町では、魅力あるまちづくりを進めるため、ふるさと納税制度を活用して本町の特色や取り組みを広く周知し、これに賛同していただく人からの寄附金を募り、住民サービス向上のための財源として活用しています。

令和７年度もふるさと納税を通じて、本町のまちづくりに対し大変多くのご支援をいただきました。心より感謝申し上げます。令和７年度中にいただいた寄附金の内訳は、次のとおりです。

【令和７年度ふるさと納税　寄附実績】

①商工業、農業や観光の振興に関する事業	747件	32,634,000円
②道路や公園などの基盤整備に関する事業	135件	5,627,000円
③健康増進や福祉の充実に関する事業	211件	12,119,000円
④安全で快適な生活環境の整備に関する事業	202件	8,860,500円
⑤教育環境の整備や生涯学習の推進に関する事業	471件	22,252,000円
⑥町政全般の中から町長が指定する事業	706件	30,731,500円
⑦クラウドファンディング【新庁舎建設事業】	131件	5,198,000円
合　　計	2,603件	117,422,000円

■返礼品提供事業者を募集しています

本町の魅力を発信するために寄附していただいた人への返礼品として、地元の魅力的な特産品やサービスを提供していただける事業者を随時募集しています。ふるさと納税サイトを通して積極的に情報発信していますので、自慢の商品をPRする場としてご活用ください（返礼品は町外にお住まいの人にのみお渡ししています）。

返礼品の基準

返礼品として設定できる商品の基準は、おおむね次のとおりです。

・町内で製造、加工、採取、栽培などされた商品
・町内で提供されるサービス

返礼品開発等支援補助金

新たな返礼品として提供していただける製品の開発を行う事業者を対象に、その経費の一部を補助します。新商品をふるさと納税制度を通じて広くPRできるほか、販路拡大も期待できますので、ぜひこの補助金をご活用ください。

返礼品募集、返礼品開発等支援補助金について詳しくは、町ホームページをご覧ください～

～ふるさと納税で町の税収が減っています～

ふるさと納税として住所地（大泉町）以外の自治体に寄附すると、全国のさまざまな特産品などを受け取れるとともに、所得税や住民税から寄附金控除を受けることができます。住民の皆さんが他の自治体へふるさと納税をしたことによって、住所地の自治体（大泉町）から見ると住民税が減収することになり、令和８年度は約8,200万円の減収となっています。

ふるさと納税は税制を通じて地域を応援する制度で、本来の意義は「寄附を通して生まれ故郷や応援したい地域を支援することができる」「納税者が寄附先を選択できることで、税に対する意識が高まる」「各自治体が積極的に魅力を発信することで、地域のあり方を考えるきっかけとなる」とされています。改めてふるさと納税について考えてみませんか。

町では、寄附される人の思いを大切にし、本町に興味や関心を持っていただける人を増やすことができるよう、ふるさと納税（寄附金）を活用した事業の取り組みの発信や魅力ある返礼品の充実などに引き続き取り組んでいきます。

企業版ふるさと納税

※詳しくは、企画戦略課（内線211）へ。

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）とは、地方公共団体が内閣府の認定を受けて実施する地方創生の取り組みに対して企業が寄附を行うと、税制上の優遇措置として税負担が軽減される制度です。

令和７年度も企業版ふるさと納税を通じて、本町のまちづくりに対しご支援をいただきました。心より感謝申し上げます。令和７年度中にいただいた寄附金は、次の事業に有効に活用させていただいています。

【令和７年度企業版ふるさと納税　寄附実績】

未来を担う“ひと”をはぐくむ　結婚・出産・子育て支援プロジェクト

学校給食事業	子育て世帯の経済的負担軽減と子育てしやすい環境を整えるため、町内小・中学校の給食費を無償化します。また、町内の給食を食べていない児童・生徒に対しては、給食費相当額を給付します。
小学校英語教育推進事業	小学校のＡＬＴを増員することにより、早い段階から英語に触れる機会を増やし、子どもたちの将来的な英語力の向上を図ります。
合　　計	**３件　1,100,000円**

◀寄附企業について詳しくはこちら

■企業の皆さんへ

令和８年度も、企業版ふるさと納税を受け付けています。

企業版ふるさと納税を行うことによるメリットは、次のとおりです。

・法人関係税から最大で寄附額の９割の税額控除を受けることが可能です
・寄附を行うことによって、企業の社会貢献活動のＰＲをすることができます

◀企業版ふるさと納税について詳しくはこちら

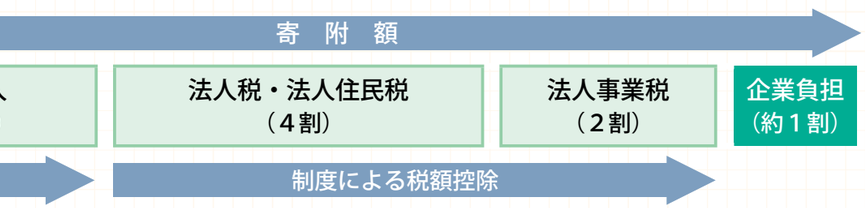

注意事項

・本社が町内に所在する企業による寄附は税額控除の対象外です
・１回あたりの寄附額は10万円以上です
・寄附を行うことの代償として、町が企業に対し経済的な利益を供与することはありません

■令和８年度の寄附活用事業

令和８年度は、主に下記の事業を中心に寄附金を活用させていただきます。取り組みにご賛同いただける企業からのご支援をお待ちしています。

希望を叶える"しごと"を生み出す　就業応援プロジェクト

いずみの杜管理運営事業（プレイフロアの拡充）	健康増進・文化活動・交流などを目的として利用できる勤労複合福祉施設「東朋産業いずみの杜」について、子育て世代の勤労者支援として、雨の日や酷暑日における子どもの室内の遊び場であるプレイフロアを拡充し、子どもと過ごせる空間を整備します。